

「令和4年度首都圏等からのインバウンド誘客推進事業」 業務委託基本仕様書

1 委託業務の名称

令和4年度首都圏等からのインバウンド誘客推進事業

2 委託業務の目的

令和元年における外国人延べ宿泊者数は53万人を超え、震災前の3倍以上に上り、本県のインバウンドはこれまで順調に回復・拡大してきたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、各国との往来が制限されたことで、令和2年における外国人延べ宿泊者数は約12万2千人、令和3年は約3万7千人に留まり、大幅に減少している状況が続いている。

また、新型コロナウイルスの影響による外出自粛等の影響を受けて観光需要は大きく減少し、県内の宿泊事業者、旅行業者をはじめ、地域の交通事業者や飲食業者、物品販売業者といった多くの観光事業者に甚大な影響が生じている。

しかし、感染症収束後の中長期的スパンにおいて、インバウンド誘客に大きな可能性があることは今後も同様である。欧州等の一部の国においては、既に入出国制限が撤廃されており、日本においても、観光目的の入国についてパッケージ旅行から条件付きで再開されるなどインバウンド再開に向けた動きが活発に見られていることから、今後訪れる訪日旅行再開に向けて、引き続き、インバウンド向けのプロモーション及び受入環境整備を行うことが必要である。

本事業においては、インバウンド再開に際して、首都圏等の主要空港から国際線が再開されていることから、今後、パッケージ旅行からFIT（個人旅行）に制限が緩和されることも想定し、首都圏等に来訪しているインバウンドに対してデジタル等を活用したプロモーションを行うことにより、宮城県へ誘引を図るとともに、消費行動を促すものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 共通事項

イ 事業実施時期に関しては、パッケージツアー等により首都圏等に一定程度のインバウンドが来訪している状況になってから行うこととする。

ロ ターゲットとなる国・地域については、東アジア4市場（台湾、中国、香港、韓国）、タイ、米国を想定しているが、事業実施のタイミングにおける入出国制限の

状況や首都圏等へのインバウンドの来訪状況等を勘案して判断することとする。

- ハ 発信する情報（以下「旅ナカ情報」という）については、首都圏からのアクセスが良いスポットや県内開催中のイベント、おすすめのスポットなど魅力的な県内の観光情報に加えて、現地までのアクセス情報を発信することで、具体的に宮城県への来訪を促す内容とする。
- ニ 本事業で目指すべき姿については、実際に首都圏等から宮城県へ来訪させ、何らかの消費行動をさせることを目標として目指すこととする。

（2）デジタルを活用した旅ナカにおける情報発信

イ 首都圏等に来訪しているインバウンドをターゲットとした広告配信

デジタルを活用して、実際に首都圏等に来訪しているインバウンドに対してダイレクトに訴求できるなど、旅ナカにおける情報発信により、首都圏等から宮城県へ誘引させるにあたり効果的・効率的な広告手法を提案すること。

ロ メディアプラン

- (イ) 広告手法の提案にあたっては、どういった広告媒体であるか基本的な情報やターゲティングの内容、事業効果（見込み）を具体的に示し、選定根拠を記載すること。
- (ロ) 広告誘引先のランディングページ（以下「LP」という。）は、宮城県インバウンド向けWEBサイト「VISIT MIYAGI」（以下「VM」という。）上に設定すること。
- (ハ) LPは、旅ナカ情報を効果的かつ効率的に伝えることができるデザイン、内容とすること。また、発行時期やターゲット、訴求テーマにより複数制作することとし、概ね20程度を目安とすること。
- (ニ) 発信する具体の旅ナカ情報については、ターゲット市場のニーズ等を踏まえつつ、その理由とともに提案すること。
- (ホ) 配信期間を通じて、広告内容、利用媒体、配信対象、配信方法、LPへの誘導状況等を分析しながら、発注者と協議しながらターゲティングの変更、絞り込み等継続的に改善を図ること。
- (ヘ) 市場別の予算配分に関しては、これまでの訪日実績等を踏まえつつ、その理由とともに提案すること。

ハ 広告クリエイティブ

- (イ) 本事業で実施する広告配信において、各市場のターゲティングを踏まえて、最適なクリエイティブ等を制作すること。なお、発注者が所有する動画及び画像を使用及び編集することも可能とする。
- (ロ) クリエイティブに使用する観光コンテンツ等について、各市場の訴求テーマに沿った相応しいものをその理由とともに提案すること。

ニ その他、デジタルを活用したプロモーションに必要な業務を行うこと。

(3) 首都圏交通拠点等における宮城県への来訪促進

イ 交通拠点におけるデジタルサイネージ等を活用した情報発信や首都圏におけるインバウンドの来訪が多いスポットにおける情報発信など、首都圏に訪れているインバウンドに旅ナカ情報を効果的・効率的に伝達し、宮城県への来訪を促進するための手法を提案すること。

ロ 提案にあたっては、上記「(2) デジタルを活用した旅ナカにおける情報発信」と連携させるなど、オンライン（デジタル）とオフラインを組み合わせた相乗効果を発揮させる手法を検討するとともに、事業効果（見込み）を具体的に示し、その選定根拠を明記すること。

ハ その他、首都圏交通拠点等における宮城県への来訪促進に必要な業務を行うこと。

(4) 効果測定及び分析

イ 本事業によるインバウンドの訪県について、効果・実績の把握方法を含めて明確にすること。また、県内での消費額や消費傾向について必ず言及すること。

ロ 事業効果の把握方法の一つとして、アンケート調査を実施することとし、必要に応じて、ギブアウェイを制作すること。

ハ 本事業の効果検証及び分析を行うにあたり、適切に事業効果を把握できる指標（KPI）を設定すること。また、その設定根拠を示すこと。

ニ 本事業を総括し、今後の旅ナカ情報の発信についての戦略の提案を行うこと。

ホ その他、効果検証及び分析に必要な業務を行うこと。

(5) その他留意事項

イ 本事業の基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制（担当業務ごとの予定人数など詳細を記載すること）を示すこと。また、本事業の実施に当たり、十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。

ロ 旅ナカ情報を発信するにあたり、例えば、インバウンド受入に積極的な地域と連携し、クーポン券を発行するなど、宮城県に誘引した後に何らかの消費行動を促すような提案が望ましい。

ハ 多言語での記事制作や情報発信にあたっては、観光分野に精通したネイティブライターによる執筆することとし、ネイティブチェック及び校正等の原稿作成の体制を明確にし、誤字・脱字をなくすとともに、単なる逐語訳でなく現地で違和感のない内容で発信できる体制を構築すること。

ニ 本事業において、デジタルプロモーションを実施する際には、次の事項について留意すること。

- (イ) 欧州経済領域（EEA）域内から域外へ個人データの移転を行う場合は、必要に応じて、EU 一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）コンプライアンスへの対応を受注者において検討の上、対策を行うこと。
- (ロ) 適正なデジタルプロモーションの実施
 - ① 広告価値毀損「アドフラウド」、「ブランドセーフティ」及び「ビューアビリティ」等について、発注者の信用失墜やブランド毀損となる広告掲載は行わない等、可能な限り発注者への透明性を確保の上、確実な対策を実施すること。
 - ② 広告からの計測を行うため、広告のリンク先 URL にパラメータ等を設定してリマーケティングリストを蓄積すること。
- (ハ) Facebook 広告を利用する場合
 - ① Facebook 広告を展開する場合は、発注者に対してアナリスト権限を付与すること。
 - ② サイト訪問者に対する Facebook リターゲティング設定を行うこと。
 - ③ Facebook が提供する無料調査が利用できる場合は、発注者と調査項目等を協議の上で、必要に応じて調査を行うこと。
- (ニ) Google 広告を利用する場合
 - ① Google 広告を運用する場合は、受託者の広告アカウントと Google Analytics を連携すること。
 - ② 効果的と考えられるリマーケティングタグ、リマーケティングリストを設定し、共有すること。
 - ③ Google が提供する無料調査が利用できる場合は、発注者と調査項目等を協議の上で、必要に応じて調査を行うこと。
- (ホ) YouTube 広告を利用する場合
 - ① 動画視聴者のアクセス情報を蓄積すること。
 - ② 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を利用するために、YouTube チャンネルと受託者の Google 広告アカウントをリンクさせること。
- (ヘ) Facebook 又は Google 広告以外のその他広告媒体を利用する場合においても原則として同様の対応を行うこと。
- (ト) 各種アカウント作成及び設定時には、内容について発注者の承認を得ること。また、当該アカウントについては事業完了後に一切の権利を発注者に譲渡すること。

ホ 本事業において、効果測定が実施できないような事業提案は行わないこと。

へ ①広告に活用するクリエイティブの制作費、②デジタル広告配信等の情報発信費、③効果測定費の予算配分に関して、概ね、3対6対1の配分で実施すること。本事業は、新型コロナウイルス感染症による出入国制限の状況の変化等を踏まえ、

必要に応じて発注者と協議の上で実施すること。

5 事業報告

事業終了後には速やかに次の提出物を作成し、提出すること。

(1) 提出物

下記提出物の電子データについては、1枚のCD-ROMまたはDVD-ROM（以下「電子媒体」という。）に集約して格納しても構わない。

イ 業務完了報告書（指定様式） 紙媒体1部及び電子媒体1枚

ロ 実績報告書（任意様式） 紙媒体4部及び電子媒体1枚

ハ その他業務確認に必要な書類（任意様式） 紙媒体4部及び電子媒体1枚

ニ 本業務による成果品のデータを収めた電子媒体1枚

(2) 提出場所

宮城県経済商工観光部 観光プロモーション推進室

〒980-0875 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

(3) 提出期限

令和5年3月31日（金）正午

6 目的物（成果品）

(1) 本業務による成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、成果品の引渡しを以て全て発注者に帰属すること。なお、受注者は、発注者が認めた場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。

(2) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

(3) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(4) 成果品については、関係機関への提供など、無期限に二次的利用が可能なるように対応すること。

7 守秘義務等

(1) 機密の保持

受注者は、委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。また、各国法に準拠し

た個人情報保護の対応を行うこと。

8 その他

- (1) 委託業務の手續において使用する言語は日本語，通貨は日本円，単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては，実施内容を事前に協議するとともに，必要に応じて随時打合せを行うなど，発注者との緊密な連携のもと，迅速かつ効果的，効率的な遂行を心掛けること。
- (3) 本業務の実施に当たっては，発注者のインバウンド全体に資するものとなるよう，可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (4) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し，進捗状況をその都度報告するとともに，事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。
- (5) 本業務の再委託は原則認めない。ただし，再委託先ごとの業務内容，再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上，事前に書面にて報告し，発注者が承諾した場合はこの限りでない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は，発注者と受注者が協議の上決定することとする。
- (7) 上記に関わる，明示のない事項であっても，社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (8) コロナの影響等により本業務が実施できない場合，受注者は発注者と協議の上，必要に応じ，業務内容の変更や規模の縮小等所要の見直しを行うものとする。